

「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」
に寄せられたお問い合わせ及び回答（公募開始～平成21年2月8日）

Q 1 委託費で既設の研究装置の改造（例えば試作装置のスケールアップ）は可能でしょうか。また、委託限度額を超えて自己負担することは可能でしょうか。

A 本委託事業を実施するために必要な試作であれば可能です。ただし、委託費でどの部分をスケールアップしたかを明確にしておく必要があります。また、当該経費を委託費の限度額をこえて自己負担することは可能ですが、提案段階では、限度額の範囲内で見積もっていただき、事業を実施した結果、自己負担額が生じた場合には、実績報告書において自己負担額を含めて報告して下さい。

Q 2 補助事業などで作成した装置を本事業でも使用することは可能でしょうか。

A 本委託事業を実施するために必要であれば可能です。ただし、委託費でどれを使用したかを明確にしておく必要があります。

Q 3 藻類増殖装置に関し、開放系、閉鎖系のいずれも研究対象にできますか。

A いずれの増殖系とも研究対象になり得ると考えています。また、藻類に関しても非組換えのほか組換えについて研究対象とすることは可能と考えています。ただし、2年間の研究期間で、実用化につながる具体的な成果を得ていただくことが前提となります。

Q 4 地域活性化とバイオマスの関連性を教えてください。

A 地域活性化とは、本公募要領の最終目標を達成することにより実現することと位置づけています。

Q 5 委員会設置は義務なのでしょうか。

A 本研究の推進に必要な専門家委員会の設置・運営にかかる費用が委託費から支出可能ということであり、設置は義務ではありません。

Q 6 提案書様式4「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合」とは、特例民法法人の団体のみ、記載するという理解でよろしいか。

A そのとおりです。

Q 7 提案書様式5-1「現に実施又は応募している公的資金による研究開発」について、記載が必要となる範囲がわかりません。

A 本記載項目の目的は、特定の研究者への公的研究資金の集中・重複排除にある。所属されている会社全体についての記載が必要ということではなく、

このたびご提案いただく研究開発責任者と中核及び共同研究機関のプロジェクトに参加する研究者が実施又は応募している公的資金研究課題の記載に限られます。

Q 8 中核機関に大学名誉教授がなることはできるのですか。

A 中核機関に求められる役割は、研究の企画立案、進行管理を行う能力及び体制、事務管理等を行う能力・体制を有しているなど組織的な対応が必要なことが多く、名誉教授等の個人が、中核機関の役割を遂行出来るとは考えにくいのが現状です。現在実施している委託研究の中核機関も、大学や企業等が中心となっています。

Q 9 有限責任事業組合（LLP）が中核機関となり応募することはできますか。

A 有限責任事業組合は、独立した法人格を有しないため中核機関となることはできません。

Q 10 応募資格の③に「提示する委託契約書に合意できること」とありますが、委託契約書条項を事前に確認することはできますか。

A ご連絡いただければ委託契約書（案）をお見せします。また、委託契約書（案）は、当該HP（<http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2010/project2010.htm>）あるいは、e-Radポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）からも入手可能です。

Q 11 委託費は精算払でしょうか。

A 原則として精算払となりますが、概算払について財務大臣との協議が調った場合にあっては、研究期間内に一部又は全部を概算払として支払うことが可能です。一般的には、契約締結時に四半期毎の請求限度額を定め、これに基づいて請求を行っていただくこととなります。

Q 12 パート職員（研究補助）も人件費に計上可能なのでしょうか。

A 人件費は研究に従事する者が対象となりますので、研究補助を行うパート職員については、試験研究費の賃金に計上して下さい。雇用する際には、当該賃金職員が行う業務について、本委託事業に従事することを、雇用契約書等で明確にさせていただくことが必要となりますが、複数の事業に従事する場合には、作業日誌等により、本委託事業に従事した時間を明確にさせていただく必要があります。

Q 13 提案書の様式をそのまま使うのではなく、解りやすいように書き直しても良いですか。

A 提案書様式に書かれている事項が入っていれば、解りやすいように様式を変更していただいても問題ありません。

Q14 e-Radを利用した電子申請の場合、カラーの提案書による応募は可能ですか。また、e-Radのシステム上入力が必要な項目は、全て提案書のコピー＆ペーストで対応できますか。

A カラーの提案書での応募可能です。なお、e-Radのシステム上入力が必要な項目の全てにおいて、コピー＆ペーストで対応可能なわけではありません。

Q15 提案書様式の本文4-2の見積のⅢ. 消費税等相当額について、注意書きには、直接経費と一般管理費のうち、非課税取引、不課税取引、免税取引に係る経費の5%を計上して下さい、と書かれてありますが、課税できないものに5%を計上するところが理解できません。

IとIIは消費税を含まない金額、Ⅲは消費税金額と理解していますが、よろしいでしょうか？

A 委託費は消費税課税対象の収入であるため、収入額に応じて（収入額の5／105）消費税を納税する義務があります（105万円の委託費であれば、5万円を納税）。

委託費を支出する際は、消費税込みのものは、業者等に支払う際に、間接的に納税していることとなりますが、人件費や賃金など消費税が含まれていないものは、これに対する消費税は、支払う際に納税されませんので、別途、確定申告を行い納税することとなります。この不足分を3)の消費税等相当額として計上していただくこととなります。

したがって、1)直接経費及び2)一般管理費のうち、非課税または不課税取引に係る経費の5%を、納税するための財源として、3)消費税相当額に計上していただくこととなります。

Q16 再委託先にも一般管理費を配分してよいですか。

A 配分してよいです。

Q17 提案書の様式4 研究実施機関（中核機関及び共同研究機関）のうち知的財産への取組状況の欄について何を書いたらよいかわかりません。

会社としての取り組み状況を書くのか、それとも、このたび応募を考えている会社の研究所の取り組み状況を書いたらよいのでしょうか。記入例を教えてください。

A 会社全体としての取組を書いてください。

【例】

「知的財産に係る体制」として研究開発部に知財部門、技術移転推進部を設置、職務発明規定を制定して管理運営を行っている。

「知財ポリシー」として、「〇〇〇〇」の方針に基づき、知的財産の適正な管理、新技術等の知財化を積極的に推進すると共に、技術移転の推進に努めている。

Q18 提案書様式の本文4-1の表について、バイオマスプロに関しては22、23年度の欄のみ埋めたらよいでしょうか。

A よいです。

提案書4-1には22、23年の各年度の必要な額を記入し、4-2に22年度の内訳を記入してください。

Q19 提案書の様式4の研究実施機関（中核機関や共同研究機関）について、大学の場合、研究員数はどのように考えればよいでしょうか。

A 大学全体に在籍する教員・研究員の数とお考えください。学生・修士・博士課程の者は含みません。

Q20 提案書の様式4の研究実施機関（中核機関や共同研究機関）について、大学の場合、業務概要はHPのアドレスのみでよいでしょうか？

A 良いです。

Q21 提案書様式2の研究開発責任者、研究実施責任者について、研究員数に含めず、研究員としては登録せずに、委託事業に係る業務には従事させてもよいでしょうか。

A 研究開発・実施責任者は、研究員として登録してください。

研究開発・実施責任者も実際に課題に係る研究業務に従事する必要があります。

Q22 研究成果の海外での展開を目的に、海外で藻類増殖の実証試験を行ってもよいですか。

A 農水省バイオマス研究は「地域活性化」を冠していることから、最初から海外展開を目的に海外で研究を実施することは困難と考えます。

なお、研究目標の達成に必要な技術を有する者が海外にあり、その者に参加いただく必要があり、結果、海外で研究を実施することはよいと考えます。

Q23 提案書での再委託先の必要額が委託先の必要額を大きく上回るようなことがあっても計画上問題がないですか。

A ある再委託先の額、役割ともに委託先より大きいと判断される場合、その再委託先を「委託先」にすべきとの指摘を受ける可能性はあると考えられますが、額が少額であったとしても、委託先が中核機関として目標達成に必要な再委託先を集めて、全体をきちんとグリップする計画となっていれば、特に問題はないものと考えます。

なお、委託先と再委託先間の予算額の配分について、特例民法法人の場合は、再委託先の金額を5割未満にする必要があります。

いずれの場合も、中核機関がきちんと研究開発を行っていることが求めら

れます。

Q24 収益納付について、条項は、ありますか。

A 本委託について、収益納付についての条項はありません。

Q25 提案書の5-2 共同研究機関のグループとしてのこれまでの活動状況について、共同研究機関のグループとは、研究会等に参加していなくて、個別に共同研究等を行っている場合も記載する必要があるか。

A 個別に共同研究等を行っている場合も記載してください。5-2については、課題提案される内容を実施するとした場合に、共同研究や研究参画等のこれまでの活動内容（産学官連携に関する研究会、検討会への参画、他機関との共同研究実施等）実績等から、今後共同研究機関グループの体制で事業がスムーズに進むか等を把握するものです。

Q26 本委託費で購入した設備類（分析装置等を想定しているとのこと。）は、購入直後、受託者の資産になるか。減価償却に対する納税は、会社が負担するのか。

A 物品の管理として、委託された場合、委託費により取得した物品、雑役務費により取得した試作品も、善良なる管理者の注意により管理をしていただくこととなります。

物品の所有権の帰属について、委託事業により取得した物品の所有権は、委託先に帰属しますが、委託事業終了後に、技術会議事務局が返還を要する物品を指定したときには返還していただくこととなります。（再委託先において取得した物品についても同様。）ただし、事業終了後も、同種の事業で使用する場合には、継続使用手続きを行うことで、引き続き使用が可能となります。

分析装置等は、試作ではなく市販のものであれば、機械装置として資産計上することになるかと思えます。この場合、当該装置に対する償却資産税が課税されますが、税額については、委託事業実施期間中は、委託費の一般管理費から負担することは可能です。ただし、一般管理費で負担する場合は、一般管理費の予算の範囲内（試験研究費の15%）に限られます。